

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 2 号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(部分払) 第 3 4 条 (略) 2 (略) 3 部分払の支払は、市長が特に定めたもののほか、次の表に定めるとおりとする。ただし、前金払のあったものについては、それぞれ部分払回数を 1 回減ずるものとする。		(部分払) 第 3 4 条 (略) 2 (略) 3 部分払の支払は、市長が特に定めたもののほか、次の表に定めるとおりとする。ただし、前金払のあったものについては、それぞれ部分払回数を 1 回減ずるものとする。	
契約金額	部分払回数	契約金額	部分払回数
<u>1 5 0 万円を超えるものから</u> 3 0 0 万円未満	1 回	<u>1 0 0 万円以上</u> 3 0 0 万円未満	1 回
3 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	2 回以内	3 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	2 回以内
1, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	3 回以内	1, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	3 回以内
3, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	4 回以内	3, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	4 回以内
5, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満	5 回以内	5, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満	5 回以内
7, 0 0 0 万円以上	6 回以内	7, 0 0 0 万円以上	6 回以内

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市契約施行規則は、この規則の施行の日以後に公告又は指名する契約から適用し、同日前に公告又は指名する契約については、なお従前の例による。

(総務部調達契約課)